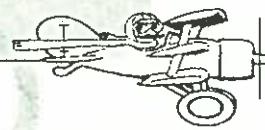


## 経営者のための生命保険講座 第26回

### 生命保険見直し術

#### 「保険料の払込猶予期間」



毎日の忙しさのなかでついうっかり保険料の支払を忘れたり、銀行の口座が残高不足で引き落としができなかったことはありませんでしょうか？

生命保険では定められた期日（猶予期間）までに保険料が払込まれないと契約は失効してしまいます。ではこの保険料の払込猶予期間はいったいどれぐらいなのでしょうか？払込み方法別に見てみましょう。

#### 月払の猶予期間

#### 払込期月の翌月末日まで

(例)

N月

(N+1)月

(N+2)月

払込期月

猶予期間

支払日  
1日

先送日  
1日

たとえば…  
6月分の月払保険料が、6月末までの猶予期間内に払い込まれない場合、契約は7月1日付で失効になります。

#### 半年払・年払の 猶予期間

#### 払込期月の翌々月の契約応当日まで

(例)

N月

(N+1)月

(N+2)月

払込期月

猶予期間

支払日  
1日

先送日  
10日

たとえば…  
5月分の年払保険料が、7月10日までの猶予期間内に払い込まれない場合、契約は7月11日付で失効になります。

契約が失効すると、万が一保険事故が発生しても保険金は支払われません。  
払込猶予期間に注意して保険料の支払い忘れないようにしましょう。

以上ほんの少しうですが保険料の払込猶予期間についてご説明させていただきました。生命保険のことご不明な点がございましたらお気軽に当事務所までご相談ください。

担当 渋木 洋子

